

第23回知的財産戦略本部会合

大学発のイノベーションを促進する
知的財産システムの構築に向けて

2009.6.24

有識者本部員 松本 紘

イノベーション促進における大学の位置づけ

○知的創造立国を目指す日本

あたらしいイノベーション(技術革新とシステム革新)が求められている。

○大学は、イノベーションを加速するための重要な担い手の一員

「成果を普及し、及びその活用を促進すること」が大学の第三の責務

○イノベーションの加速を制度として支える重要なものの1つは特許制度

現在の特許法は、大学がその成果を特許発明として出願し、また実施許諾を第三者にあたえるというケースにおいて、不都合な点もまま見受けられ、改善すべき点があると認識

大学における知的財産システム上の課題等

1. コンセプト特許の権利化
2. 国際競争力強化に向けた特許出願制度
 - ①仮出願制度による特許確保のスピード化
 - ②論文発表後でも出願可能とする申請期間の確保
 - ③出願後のデータ追加補強 など
3. 共有特許の活用(共同研究における共有特許について、特許の死蔵を防ぎ、その活用を促進)
4. 大学発のイノベーションを活性化するための特許化・維持費用等への支援
5. リーサーチツール特許、基本特許に対する支援拡大

以上の課題を重点的に講ずべき施策として「大学発イノベーションを促進するため、知的財産システムを見直す」との項目を位置づけていただき、お礼申し上げます。

iPS細胞技術の事業化を加速する 総合支援体制の構築

「先端医療分野における特許保護に係る対象の見直しや明確化を行う」において非常に踏み込んだ検討をしていただき、論点が整理された。

これまでのiPS細胞研究や幹細胞研究の成果を基礎に、先端医療分野の研究開発を加速させ、1日でも早く有効な治療方法として確立することが期待される。

従って先端医療分野の研究者への種々の知的財産取得支援策についても十分な議論を尽くしていただきたい。